

今後5年間の二国間協力に関する日フィリピン共同声明
(仮訳)

2017年10月30日

ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ・フィリピン共和国大統領は、日本政府の招請に応じて、2017年10月30日から31日まで日本を訪問した。10月30日に行われた首脳会談において、安倍晋三内閣総理大臣及びドゥテルテ大統領は、日本とフィリピンの「戦略的パートナーシップ」を更に強化することを確認した。

両首脳は、日フィリピン経済連携協定の一般的見直しに関する最近の進展に前向きに留意し、日本とフィリピンとの間の経済関係の更なる深化のため、一般的見直しに関する議論を継続することを確認した。

安倍総理大臣は、フィリピンの長期ビジョンである「AmBisyon Natin 2040」の実現を後押しするため、2017年1月の自身のフィリピン訪問の際に表明した、今後5年間で1兆円規模の官民による貢献策を着実に実施し、「フィリピン開発計画2017-2022」に基づくドゥテルテ政権の取組を積極的に支援していく意図を強調した。ドゥテルテ大統領は、日本の支援の意図に感謝を表明した。

両首脳は、本年に3回開催された「日フィリピン経済協力インフラ合同委員会」における議論の成果を確認した。両首脳は、合同委員会で議論された今後5年間の事業の迅速な実施を追求するとの両国政府のコミットメントを確認した。

1. 主な協力分野

(1) マニラ首都圏及び地方部におけるインフラ開発

日本政府は、フィリピン共和国政府が「ビルド・ビルド・ビルド」のスローガンの下、積極的に推進している国内のインフラ整備に対する日本の資金及び技術力を最大限に活用した質の高いインフラ支援を通じて、フィリピンの持続可能な経済発展を強力に後押しする。

マニラ首都圏の都市化から生じる課題、特に深刻な交通渋滞に対処し、また、地方のハブとなることが期待される他の地域を活性化するために、両国政府は、次のインフラ整備事業の実施において協力する。

ア 鉄道事業

日本政府は、マニラ首都圏の交通渋滞の抜本的な解決のために、マニラ首都

圏地下鉄事業及び南北通勤鉄道事業の整備及び実施に協力する。そのために、日本政府は、事業総額約 8,000 億円（約 3,560 億ペソ）の地下鉄事業に対し、実際の資金需要に応じて、約 6,000 億円の円借款供与を真剣に検討する。日本政府はまた、パンパンガ州クラークからラグナ州ロスバニョス間の約 180km に及ぶ南北通勤鉄道の一体的な整備計画に対し、円借款も供与されるとの理解の下、支援を行う。さらに、両国政府は、物理的な建設及び運用面でのニーズのための支援を含め、鉄道訓練学校の設置のための基本構想案を確定する。両国政府は、これらの鉄道事業の迅速かつ確実な運用開始に向けて更なる協力を行う。

イ 道路・橋梁整備を含む地方開発

日本政府は、マニラ首都圏と地方都市の間の連結性向上及び地方都市開発のため、幹線道路のバイパス（プラリデル・バイパス）事業の実施を迅速に支援する。また、日本政府とフィリピン共和国政府は、「マニラ首都圏及び周辺地域の運輸・交通ロードマップ」のレビュー並びに「高規格道路網開発マスタープラン」、「メトロセブ都市交通システム開発マスタープラン・プロジェクト」及び「ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト」等の調査結果を踏まえ、地方都市の活性化のための具体的な案件形成を迅速に行う。

ウ 災害予防のためのインフラ事業

日本政府及びフィリピン共和国政府は、自然災害に対するフィリピンの強靱性を強化するため、カビテ州産業地域での洪水リスク管理事業を迅速に実施するため協力する。加えて、日本政府は、カガヤン・デ・オロ川洪水予警報整備事業、ダバオ治水・排水対策のためのマスタープラン・実現可能性調査事業、及びパッシングマリキナ川河川改修事業の案件形成を加速するとともに、マニラ首都圏におけるパラニャーケ放水路整備事業について基礎調査実施を通じて案件形成を検討する。

(2) エネルギー

日本政府は、フィリピンの堅調な経済成長に伴う将来の電力需要の増加、国内ガス田における天然ガス生産の減退及び電化率の低い地域の存在等、エネルギー分野における課題の解決を後押しするため、2017年3月、「フィリピンの電力分野におけるアクションプラン」を提案した。同アクションプランに基づき、次の協力事業が実施される。

ア 電力

フィリピン全土で質の高い発電インフラを導入するため、発電効率の改善及び電化率の向上のための協力が推進される。

イ LNG

日本は、経済産業省の財政支援による実現可能性調査の実施を通じ、フィリピンへのLNGの導入を開始した。

フィリピン共和国政府がルソン島バタンガスで計画しているLNG受入基地及び関連インフラの建設を実現するための協力が推進される。

(3) 雇用の創出及び生活水準の向上

日本政府は、貧困が完全に解消された中所得国になるというフィリピン共和国政府の目標を後押しするため、「フィリピン産業ビジョンの形成に向けた日本からの提案～『貧困層に誰一人取り残さない』ための産業発展シナリオ～」をフィリピン共和国政府と協力して完成させた。同ビジョンは、2017年9月、世耕経済産業大臣からロペス貿易産業大臣に提示された。同ビジョンは、フィリピンにおける雇用の創出及び生活水準の向上につながる政策の方向性を提示し、「大規模雇用の創出」、「高付加価値雇用の創出」及び「地方の産業振興による雇用の創出」の3分野に焦点を当てた具体的な方策の例を示すものである。日本政府は、このビジョンの実現に向け、次の協力を実施する。

ア 産業振興

日本政府は、雇用の創出及び生活水準の向上につながる産業振興のため、自動車産業等の製造業におけるグローバル・バリュー・チェーンへの参画に向けた地場の裾野産業の育成支援を行うとともに、イノベーション及び新規産業を生み出す新興企業の協力を行う。日本政府はまた、日フィリピン産業協力対話の下、政府機関の政策立案のための情報提供や能力構築等を通じ協力を実施する。

イ 産業人材育成

日本政府は、フィリピンの産業振興に資する産業人材を育成するため、日本企業と連携したインターンシップの機会の提供を含む寄附講座への支援並びに高い技能を持つ人材及びエンジニアリング分野における人材を養成する大学及び職業訓練校等への支援を行う。日本政府は、ものづくり大国としての自国の経験から、雇用の創出につながる教育の充実・高度化のため、産官学連携を通じてフィリピンを支援する。さらに、日本政府は教育・研究の発展に重要な役割を担うフィリピンの研究者及び行政官に対し、日本の教育機関への留学を通じた高学位取得のための機会を提供する。

(4) ミンダナオ

日本政府は、ミンダナオの平和及び安定がアジア全体の平和及び繁栄に寄与するとの認識の下、ミンダナオの平和及び開発のため、長年にわたり支援を行ってきた。日本政府は、「日本・バンサモロ復興開発イニシアティブ」(J-B

I R D) の下、コミュニティ開発、人材育成、制度整備及び持続可能な経済開発のための支援を集中的に実施してきた。

ア マラウイ市及びその周辺地域の復興

日本政府は、10月17日にドゥテルテ大統領により宣言されたマラウイ市の解放を歓迎し、マラウイ市及びその周辺地域の復旧・復興がフィリピン共和国政府にとって極めて重要であることを認識するとともに、このために最大限の支援を行う。日本政府は、マラウイ市及びその周辺地域の復旧・復興のための資機材の供与を迅速に実施する。加えて、日本政府は、フィリピン共和国政府が実施する紛争後のニーズ調査及びフィリピン共和国政府が作成する復興のためのマスタープランを踏まえ、道路整備への協力の可能性を含め更なる支援の提供を検討する。日本政府はまた、過激主義に対して強靱な社会造りについて、フィリピン共和国政府と協議する。

イ J-BIRDの強化

ミンダナオの持続可能な安全と発展の実現のためには、地元住民が平和の果実を感じられることが重要である。これを実現するため、日本政府は、現在実施中の「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」を通じて、ガバナンス、公共サービスの提供及びコミュニティ開発への支援を引き続き促進する。日本政府はまた、バンサモロ配電網機材整備計画、農業を通じた生計向上支援及び地域行政の能力構築に加え、フィリピン共和国政府と協議し、現在検討が進められている紛争影響地域での道路網整備事業及びマリトボクーマリダガオ灌漑事業フェーズ2の迅速な案件形成及び実施に協力する。

さらに、日本政府は、和平プロセスが極めて重要な局面を迎えていることを認識するとともに、ミンダナオの平和及び安定へのフィリピン共和国政府のコミットメントを認識し、中長期的な視点から、J-BIRDの下でこれまで行ってきた幅広い分野におけるミンダナオ開発支援（別添1）を強化していくことにより、日本の支援を、バンサモロにおける新たな自治政府の設立に向けたプロセスの進展に呼応させる。

(5) 公共安全

両国政府は、フィリピン共和国政府が0+10の社会経済政策主要項目を推進する上で重視する「法と秩序の尊重」を実現するため、公共安全の分野での協力を継続する。

ア 違法薬物対策

両国政府は、ドゥテルテ大統領にとって最重要課題である違法薬物対策について、違法薬物対策に関する今後5年間の日フィリピン中長期行動計画（別添2）を確定させた。両国政府は、①違法薬物使用者の再使用防止、②違法薬物

使用の未然防止及び③違法薬物使用の未然防止の文脈における貧困削減の分野に特別な注意を払って協力を行う。

イ テロ対策／海洋安全対策

両国政府は、スルー・セレベス海を含む地域におけるテロ対策及び海洋安全対策の重要性が一層高まっているとの認識を共有する。日本政府は、警備車両及びその他の関連機材の迅速な供与に加え、日本政府が供与する巡視船艇及び高速艇の効果的な運用を確保するために、沿岸監視能力を含め、フィリピンの海上保安機関の能力構築等の支援を行う。両政府は、この分野における更なる協力について協議を継続する。

(6) 情報通信

ア 地上デジタル放送

2016年10月に署名されたフィリピンの大統領府広報部（PCOO）と日本の総務省（MIC）との間の協力覚書（MOC）に基づき、フィリピンにおける地上デジタル放送移行の実施のための取組が進んでいる。

日本政府は、PCOOとの協力によるデータ放送を活用したシステムの実証試験を行い、また、国家電気通信委員会（NTC）に対し、日フィリピン共同作業部会の開催やJICA専門家の派遣等の措置を通じて技術的・政策的な支援を提供してきた。日本政府は、フィリピン共和国政府からの要請を踏まえ、日本の地上デジタル放送システムの円滑な導入を確保するための協力を提供すべく、フィリピンにおける地上デジタル放送移行に対する支援提供の可能性についてフィリピン共和国政府と協議する。

2017年3月にフィリピンの情報通信技術省（DICT）と総務省との間で署名された別途のMOCにおいて、フィリピンにおける地上デジタル放送への円滑な移行を確保するための既述の取組は、日本基準の採用において極めて重要な事項となる緊急警報放送システムを含め、統合デジタル放送サービスに関する日本人専門家からの技術的・政策的支援により一層強化されている。

イ 国家ブロードバンド計画

フィリピン国家ブロードバンド計画に関する協力は、2017年3月に署名されたDICTと総務省との間のMOCに基づき、進展している。

日本政府は、これまで、「総務省－情報通信技術省ICT協力委員会」及び「ブロードバンド政策に関する専門家会合」の開催を通じて、政策及び規制に関する知見を共有し、関連する日本の技術を紹介している。日本政府は、フィリピン全土へのブロードバンド・インフラの整備に貢献するため、これまで長年にわたり蓄積してきた経験及び技術を基に、フィリピン共和国政府に対して財政協力も含む協力を検討する。

(7) 環境

両国政府は、廃棄物管理に関する日フィリピン環境対話を通じて選定されるモデル都市において廃棄物発電施設を整備するために協力する。当該廃棄物発電モデルをその他の都市に展開するため、質の高い環境モニタリング及びセーフガードを含む廃棄物管理に関する制度設計並びに人材育成及び能力構築に関する支援が、パッケージとして提供される。

両国政府は、2017年に開始した二国間クレジット制度(JCM)の下で合同委員会を開催し、フィリピンにおける温室効果ガスの排出削減及び適切な技術移転のための事業を積極的に実施する。

(8) 農業

両国政府は、フィリピンにおいて農業生産性を向上し、農産物の収穫後ロスを削減するためには、フードバリューチェーンの構築が重要であるとの認識を共有する。このため、両国政府は、日フィリピン農業協力対話を活用し、フィリピンにおける農業機械化の推進及び農産物の流通システムの改善のための協力を強化する。

両国政府はまた、アセアン+3緊急米備蓄(APTERR)協定に基づくプログラムを活用し、フィリピンにおける食料安全保障の確保のため、相互に協力する。

(9) 防災

両国政府は、2017年7月の日フィリピン防災政策対話第1回会合において、防災に関する専門的知見及び課題を共有した。両国政府は、この対話を通じて、防災に係る能力構築のための更なる協力について協議を継続する。

日本政府は、洪水対策、気象観測及び予警報の分野において、フィリピンの中央政府の能力構築のために、幅広い技術支援を引き続き行う。

2. 協議のための枠組

両国政府は、事業の迅速かつ確実な実施を実現するため、次の協議及び対話メカニズムを通じて定期的な会合を開催し、日フィリピン経済協カインフラ合同委員会において議論された各分野における協力を促進する。

日本政府及びフィリピン共和国政府は、こうした様々な協議の枠組及びメカニズムを活用して、事業の承認を加速し、インフラ事業の円滑な実施を確保するために引き続き共に取り組む。両国政府は、緊密に調整し、それぞれのプロセスを一層合理化し、事業の事前準備及び案件形成、適正評価、調達、並びに土地収用及び再定住を含む事業の実施におけるより効率的な意思決定及び迅速な遂行のための施策を導入する。

- (1) 経済協力政策協議
- (2) 分野別政策対話
 - ア 産業協力対話
 - イ 情報通信に関する協力委員会
 - ウ 環境政策対話
 - エ 農業協力対話
 - オ 防災政策対話

【別添1】ミンダナオの平和及び開発のための日本の支援

【別添2】今後5年間の違法薬物対策に関する中長期行動計画

2017年10月30日

東京にて